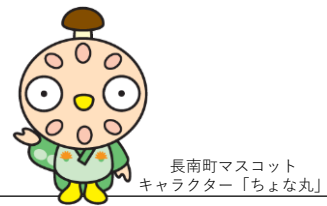


改葬許可申請について



長南町マスコット
キャラクター「ちょな丸」

「墓地が家から遠い」「継承者がいない」といった理由により、現在遺骨が納められている墓地・納骨堂から、ほかの墓地・納骨堂に遺骨を移すことを「改葬」といいます。改葬をする場合、現在お骨を納められている墓地・納骨堂が所在する市町村において「改葬許可申請」の手続きをおこなってください。
税務住民課にて、改葬許可証の発行をいたします。(手続きは余裕をもっておこなってください。)

提出書類

1)改葬許可申請書 ※申請書は遺骨1体につき、1枚ご記入いただきます。

申請書は税務住民課の窓口にて用意してあります。(町ホームページからもダウンロードできます)

2)受入先のわかる証明書(受け入れ先により発行されるものが異なります)

改葬先の墓地(個人墓地、共同墓地、寺院墓地、市営墓地など)から使用許可を受けていることが確認できる書類をご提出ください。

(例)

長南町笠森霊園墓所使用許可証、受入証明書、受入承諾書、受入許可証、永代使用許可証、永代使用承諾証書、利用許可証、使用承諾証、使用証明書、使用許可証明書、管理受託証明書、霊堂利用権証明書、納骨承諾書、埋骨承諾書 など

3)申請者の身分証明書(運転免許証、マイナンバーカードなど)

提出時には本人確認のため、申請者の身分証明書をお持ちください。

(郵送で申請する場合、身分証明書の写しを同封してください)

4)印鑑

記入事項に訂正がある場合、印鑑が必要となります。

5)委任状(窓口に来る方が申請者以外の場合のみ)

石材業者等の方が手続きをする場合には「委任状」が必要です。(様式の指定はありません)

申請時の注意事項

■ 申請書の内容はできるだけ記入をお願いします。

記入例を参考にして必要事項を記入してください。

■ 現在遺骨が埋葬などされている墓地等の代表管理者に署名捺印をもらってください。

共同墓地などで管理者が分からない場合は、申請の前に税務住民課へお問い合わせください。
墓地代表管理者が不明で記入できない場合は、場所の分かる地図のほか、霊標(墓誌ともいいますが、故人のお名前や死亡年月日が書かれている石板)、墓石を正面から写した写真の添付が必要になります。

■ 郵送で申請する場合

改葬許可申請は郵送でもおこなうことができます。

上記の提出書類と許可証返送のための送付先を書いた返信用封筒(切手を貼ったもの)を同封の上、郵送ください。

申請者の運転免許証やマイナンバーカードなどの写真付きの身分証明書の写しの同封も忘れないよう、お願いいたします。

記入例

※ 1遺骨につき1枚必要です

改葬許可申請書

調べても確認ができない項目は「不詳」と記載してください

第 号

死亡者の本籍	千葉県長生郡長南町長南2110番地 ※死亡時の本籍
死亡者の住所	千葉県長生郡長南町長南2110番地 ※死亡時の住所
死亡者の氏名	長南 花子 華子
性別	女
死亡年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
埋葬又は火葬の場所	遺骨を移す前の埋葬地を記入ください
埋葬又は火葬の年月日	※火葬の場合…火葬した年月日 土葬の場合…土葬した年月日
改葬の理由	新規墓地に納骨するため、墓じまいのため など
改葬の場所	移転先の所在地、墓地名を記入してください
申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓所使用者との関係	死亡者からみた続柄を記入してください
埋葬の事実を証明する。 墓地管理者 住所 氏名	現在遺骨を納めている墓地の管理者に、遺骨が納められている事実の証明として記名押印していただきます。個人墓地、共同墓地等の番地や管理者が不明な場合は税務住民課窓口にてご相談ください。
	(印)

上記のとおり改葬許可を受けたく墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項により申請いたします。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

(印)

千葉県長生郡長南町長 平野 貞夫 様

改葬許可申請書

第 号

死亡者の本籍	
死亡者の住所	
死亡者の氏名	
性別	
死亡年月日	
埋葬又は火葬の場所	
埋葬又は火葬の年月日	
改葬の理由	
改葬の場所	
申請者の住所、氏名、 死亡者との続柄 及び墓所使用者との関係	
埋葬の事実を証明する。 墓地管理者 住所 氏名 ⑩	

上記のとおり改葬許可を受けたく墓地、埋葬等に関する法律第5条第2項により申請いたします。

令和 年 月 日

申請者 住所

氏名 ⑩

千葉県長生郡長南町長 平野貞夫 様